

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

大磯町火災予防条例（昭和37年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年9月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄